北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

議題第３８４号
北九州市立地適正化計画見直しについて

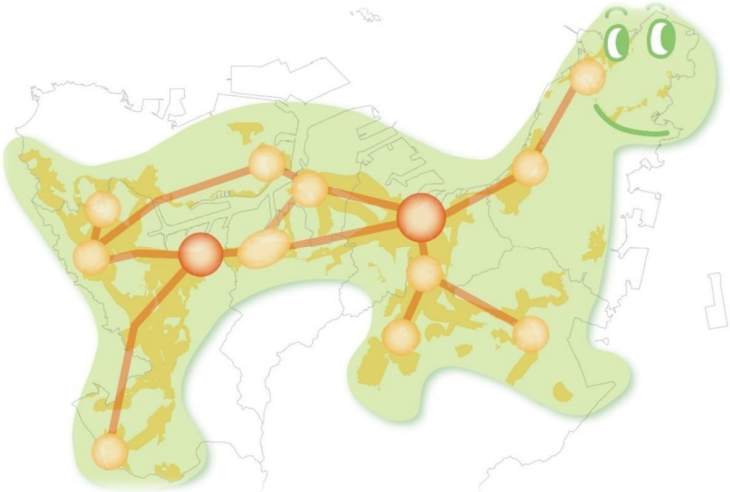

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-1.北九州市の立地適正化計画
1-2.居住誘導状況
1-3.目標の達成状況
1-4.今後の取組の方向性
1-5.目標値の再設定
1-6.都市機能誘導区域の変更（門司港地区）

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-1.防災指針の概要
2-2.災害リスクの分析
2-3.課題を踏まえた取組方針
2-4.防災・減災対策の取組施策、スケジュール
2-5.次回審議事項
2-6.計画見直しのスケジュール

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-1.北九州市の立地適正化計画

北九州市立地適正化計画とは

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■計画策定：平成２８年９月（２０１６年）

■目標年次：令和２２年（２０４０年）

■目的：居住機能・都市機能の立地の適正化や公共交通の充実等を図り、コンパクトなまちづくりを推進するもの。

北九州市立地適正化計画とは

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■都市機能誘導区域と居住誘導区域

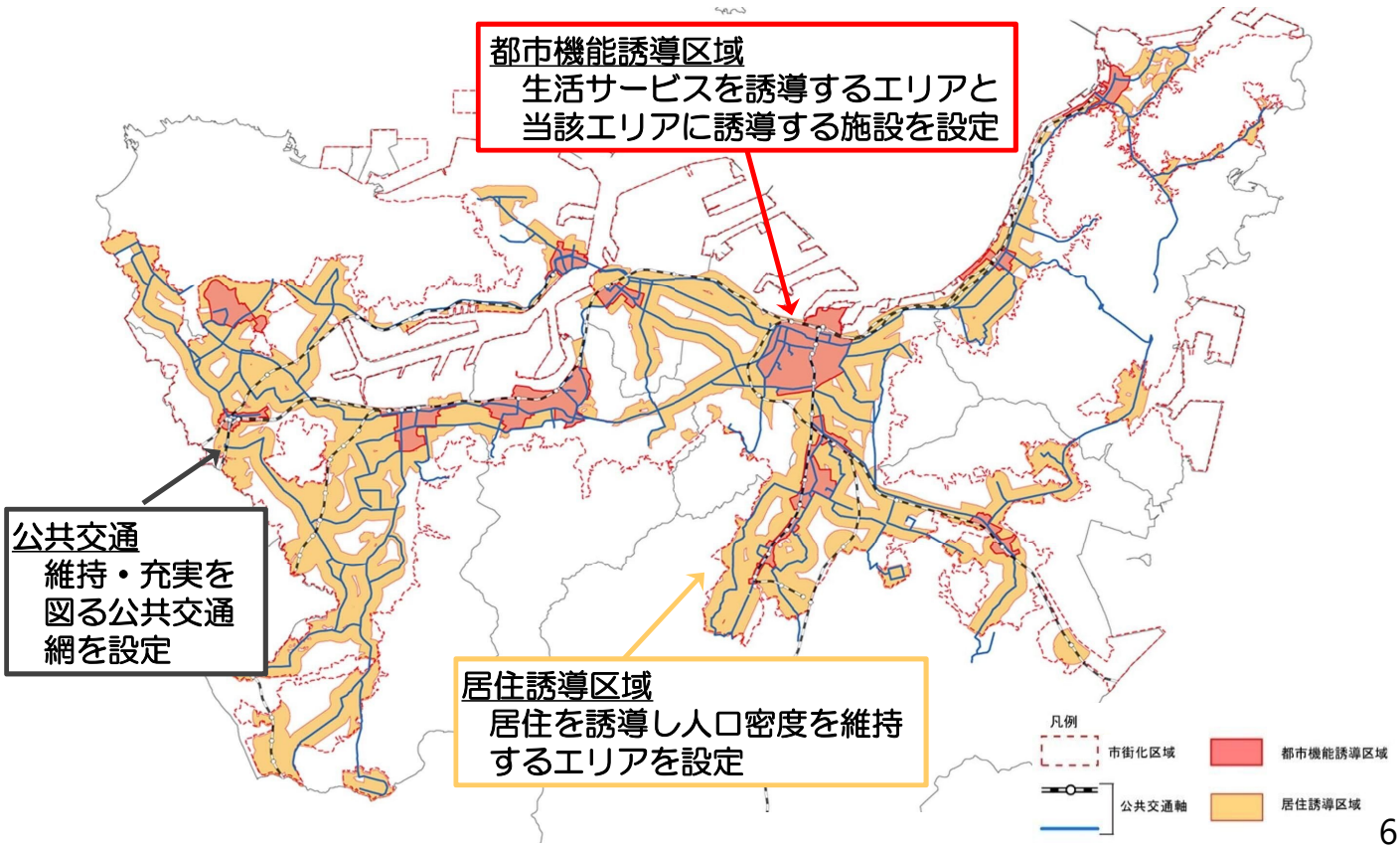

計画遂行に向けた取組

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

取組の体系

		北九州市が行う施策		その他国等が行う施策
居住誘導区域	都市機能誘導区域	**都市機能誘導区域で講じる施策** 方向性１　街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約 方向性２　選択と集中の観点からの公共施設の再構築	公共交通の確保策	**国等の支援制度** （１）金融上の支援制度 （２）税制上の支援制度
居住誘導区域		**居住誘導区域で講じる施策** 方向性１　街なか活性化に寄与する住まいづくり 方向性２　まちづくりと一体となった住まいづくり 方向性３　総合的な住み替え施策の推進 方向性４　都心・副都心、地域拠点の活性化		（３）財政上の支援制度
居住誘導区域外		**居住誘導区域外の対応** 方向性１　居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保 方向性２　地域活力の維持・向上		

計画の見直しについて

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■都市再生特別措置法第８４条第１項に基づき、概ね５年を１サイクルとして、施策・事業等の見直しを行っていくこととしている。

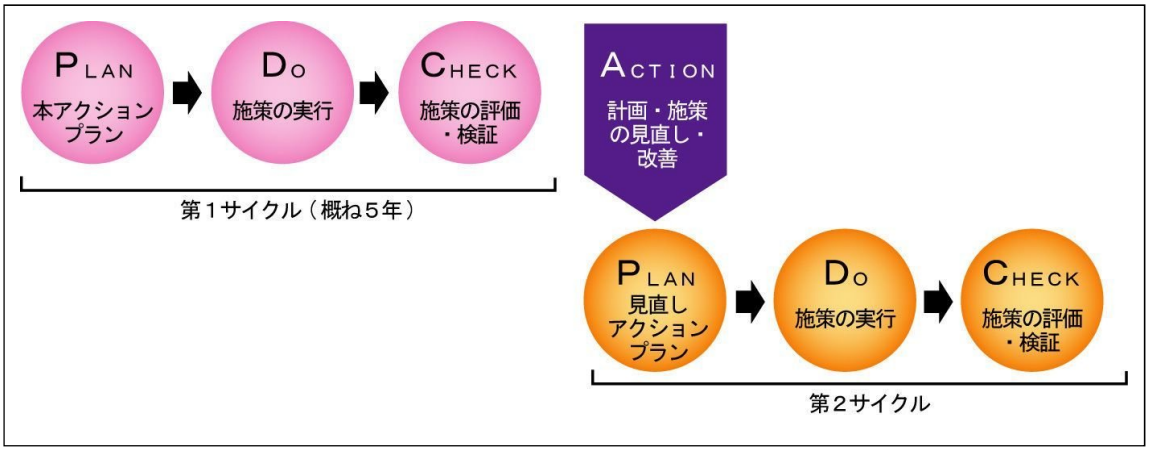

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-2.居住誘導状況

居住誘導状況

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

【人口増加エリア】
- ●区画整理事業を実施した学研、大里本町、城野地区では人口が大幅に増加。
- ●小倉都心部では、都市機能の更新、良好な都市環境が整備され、民間のマンション開発も活発である。
- ●小倉南区では、交通利便性の高いモノレール駅に隣接して民間マンションが開発された。

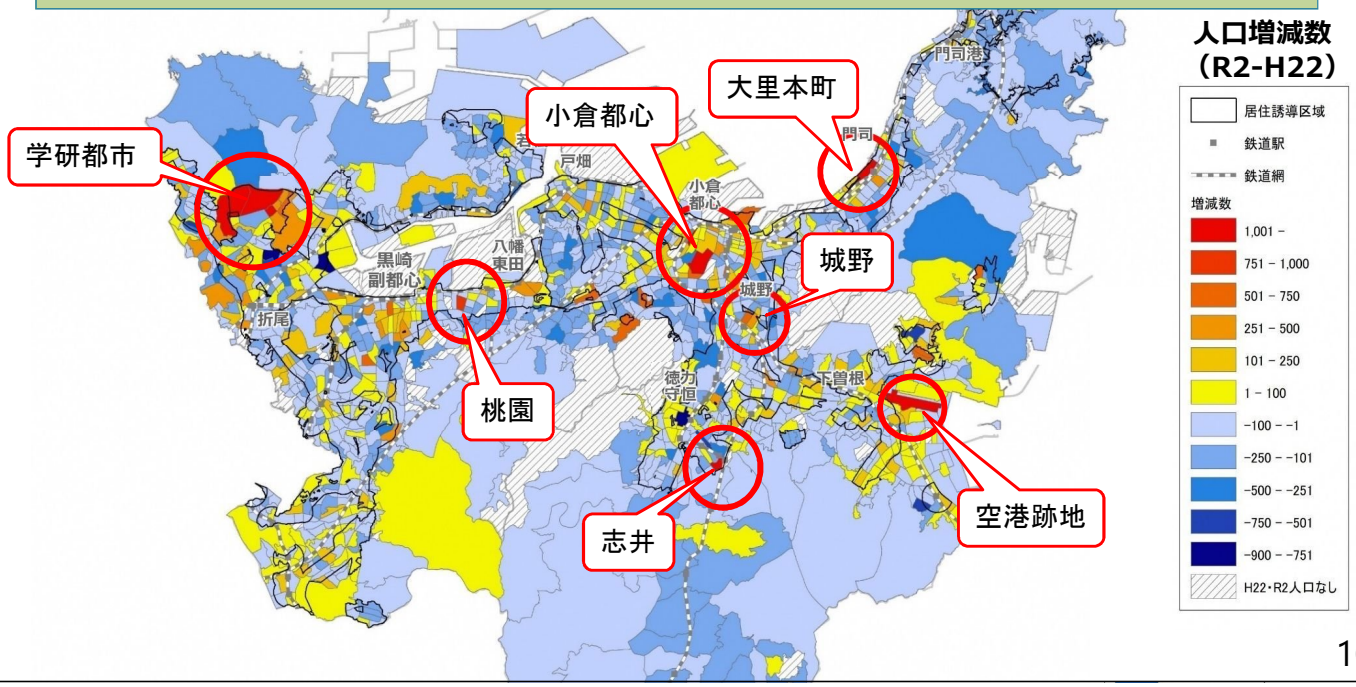

居住誘導状況

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

【人口減少エリア】
●大きく人口が減少したエリアでは、面的開発等の取組は実施されていない。

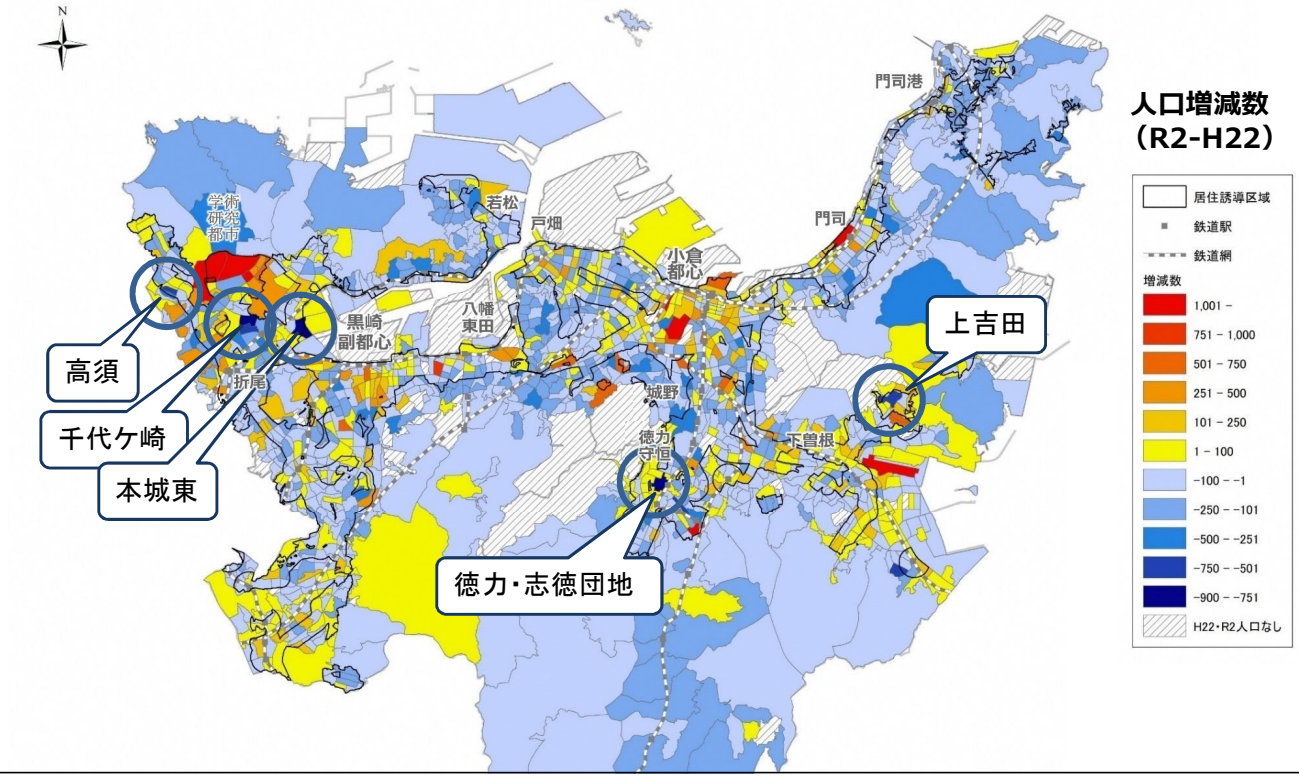

居住誘導施策の実施状況

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

人口増減（H22,R２比較）
●居住誘導区域全体では、人口が約1千人減少に抑えられている。これは都市機能誘導区域で人口が約1.6万人増加したことによるものであり、都市機能誘導区域における各施策の実施が居住誘導につながったものと考えられる。
●また、都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内を見ても、人口増減率は▲2.9%であり、市全体の▲3.9%に比べ、低く抑えられていることから、各施策の効果は一定程度あったものと考えられる。

	H22	R2	人口比率	増減数	増減率
市街化区域	938,196	902,930	96%	▲35,266	▲3.8%
居住誘導区域内	715,933	714,799	76%	▲1,133	▲0.2%
うち都市機能誘導区域内	114,565	130,813	14%	16,248	14.2%
うち都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内	601,368	583,986	62%	▲17,382	▲2.9%
居住誘導区域外	222,263	188,131	20%	▲34,133	▲15.4%
市街化調整区域	38,650	36,099	4%	▲2,551	▲6.6%
合　　計	976,846	939,029	100%	▲37,817	▲3.9%

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-3.目標の達成状況

計画目標

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

〇将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

評価指標	（現況値）	（目標値）
居住誘導区域における人口密度	平成22年	令和22年
	130人/ha	120人/ha

〇誰でも安心して移動できるまちの実現

評価指標	(現況値)	(目標値)	
公共交通機関(JR、モノレール、筑豊電鉄、バス)の利用者割合	平成24年	令和2年	令和22年
	22%	24%	32%

人口目標　①

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

●令和2年度の現況値：130人/ha
（目標値：127人/ha　、トレンド値123人/ha）
●H22年度の前回値から横ばいで推移し、目標線・トレンド線を上回っている。

〇将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

評価指標	（前回値）	（現況値）	※１トレンド値	（目標値）
居住誘導区域における人口密度	平成22年	令和2年	令和22年	
	130人/ha（72万人）	130人/ha（71万人）	108人/ha（60万人）	120人/ha（67万人）

※１ トレンド値・現状のまま進行した場合。

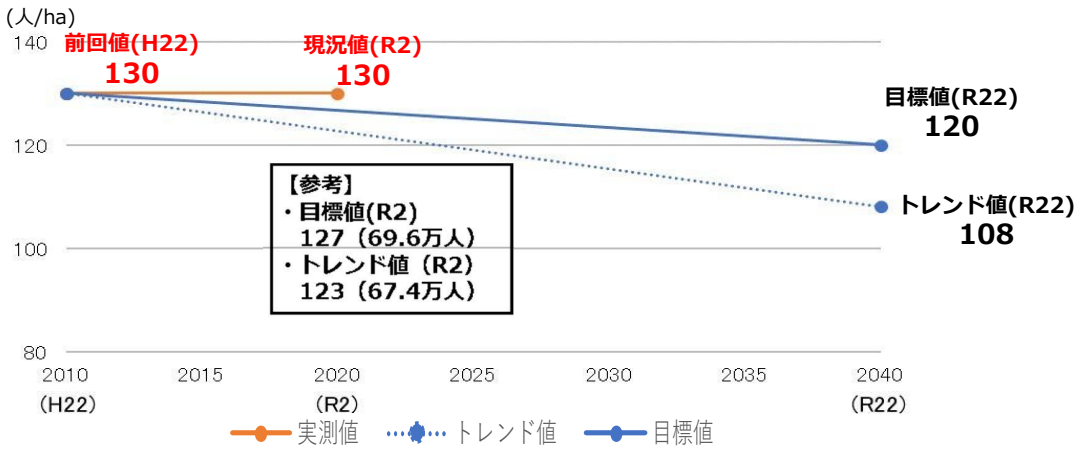

交通目標

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

●平成29年実施のパーソントリップ調査の結果：22.8%
●計画策定時（平成24年）22%より上昇しているものの、目標線より低い状態にある。

〇誰でも安心して移動できるまちの実現

評価指標	（前回値）	（現況値）	（目標値）	
公共交通機関（JR、モノレール、筑豊電鉄、バス）の利用者割合	平成24年	令和2年	令和2年	令和22年
	22%	22.8%	24%	32%

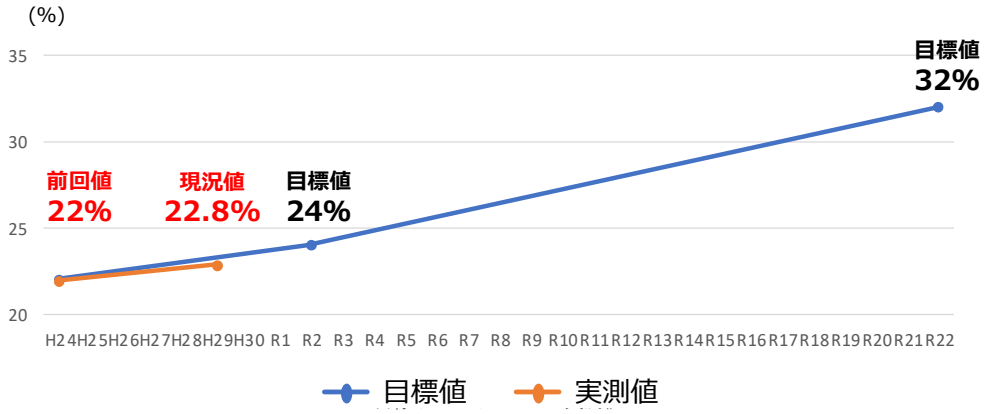

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-4.今後の取組の方向性

今後の取組の方向性（都市機能誘導区域）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■都市機能誘導区域の取組

＜現状分析＞

・スタジアムや図書館、民間大型商業施設等の誘導施設の整備、開発により、各拠点で都市機能が強化され、さらなる魅力や賑わいが生まれている。
・街なかでの快適な居住環境の整備により、本市の人口が減少する中でも、都市機能誘導区域内の人口は増加している。

＜今後の方向性＞

・にぎわいの創出、地域の活性化にも留意しながら都市機能の更新を図っていく。
・民間開発の誘導を重点的に図るため、各種規制の緩和などの支援策を検討する。

今後の取組の方向性（居住誘導区域）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■居住誘導区域の取組

＜現状分析＞

・居住誘導区域全体では、市全体の平均と比べ、人口の減少が一定程度抑えられているものの、今後、公共交通や生活利便施設を維持するため、より一層の居住誘導を図っていく必要がある。

＜今後の方向性＞

・居住誘導区域への居住を促進し、公共交通等の維持を図るため、新たな支援策を検討する。
・街なかで快適に居住できる住まいの供給と居住環境の整備を一体的に推進するため、公民が連携し、街なかのストックを活用した住宅開発に取り組む。

今後の取組の方向性（居住誘導区域外）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■居住誘導区域外の取組

＜現状分析＞

・人口減少が進行する中においては、地域住民の交通手段の確保や希薄化する地域コミュニティの維持に配慮する必要がある。

＜今後の方向性＞

・地域住民の交通手段の確保のため、おでかけ交通の充実、小型バスの運行による路線の維持確保、幹線に接続するフィーダー路線の充実を図っていく。
・地域活力を維持・向上するため、地域の特性を活かした住民主体のまちづくりを支援していく。

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-4.今後の取組の方向性

【具体的な取り組み】

都市機能誘導区域で講じる施策①

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

方向性：街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約

コクラ・クロサキリビテーション

事業概要：
民間開発の誘導と企業誘致の促進を重点的に図るため、補助事業の新設・拡充や各種規制の緩和を行う取組みです。

キタキュウ型スクラム再開発補助金

- ◆次世代スマートビル建設促進補助
- ◆市街地再開発事業
- ◆優良建築物等整備事業
- ◆まちなか建替えスタートアップ事業

各種規制の緩和

- ◆容積率の緩和
- ◆駐車場設置要件の緩和
- ◆屋外広告物の規格基準の緩和

■容積率の緩和イメージ（総合設計制度の拡充）

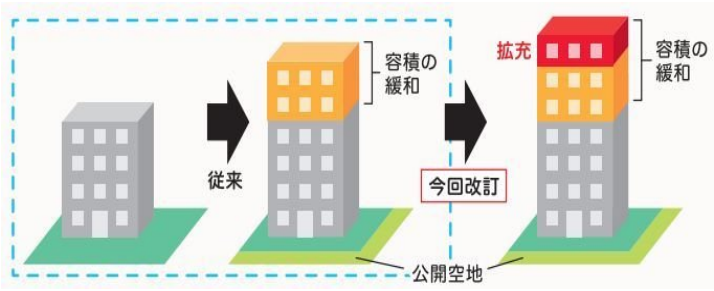

都市機能誘導区域で講じる施策①

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

方向性：街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約

外観パース

優良建築物等整備事業
（魚町三丁目5番地区）
リビテーション関連

事業概要：

魚町三丁目５番地区では、小倉都心部の民間開発と企業誘致の促進を図る「コクラ・クロサキリビテーション」のリーディングプロジェクトとして、次世代仕様のオフィスビルの整備を行います。

居住誘導区域で講じる施策①

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

方向性：街なか活性化に寄与する住まいづくり

居住誘導支援策の検討

国の補助制度
（居住誘導促進事業）

事業概要：
災害に強くコンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度を検討します。

・都市再生整備計画に居住誘導方針を位置付け
・防災指針に災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っていること又は確実に行う見込み

居住誘導促進事業　国費率：５０％

①居住誘導区域面積が市街化区域等※の面積の１／２以下の市町村における、居住誘導区域外※※の区域
または
②市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域

※区域区分が定められていない都計区域の用途地域を含む
※※都市計画区域外を含む

移転希望者の住居の移転
最小戸数制限なし

居住誘導区域

支援対象となる移転希望者は居住誘導方針で定めることができる

元地の土地や既存ストックの適正管理　（元地は居住の用に供しないこと）

住宅の除却	整地	広場・緑地等の整備	既存建造物活用（誘導施設を除く）
・住宅の除却	・除却跡地の整地 ・隣接する区域における安全対策等	・除却跡地を広場として整備（用地費含む）	・リノベーションによるコミュニティハブ化

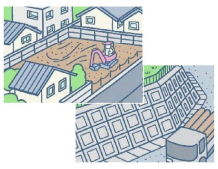

②市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域に限る

住宅移転支援

移転費用支援
・移転者の移転費用助成
・住宅建設・購入等に伴う資金を借入れた場合の利子分助成

コーディネート
・対象地域の適正化にむけたコーディネート活動

居住誘導区域で講じる施策②

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

方向性：まちづくりと一体となった住まいづくり

整備例

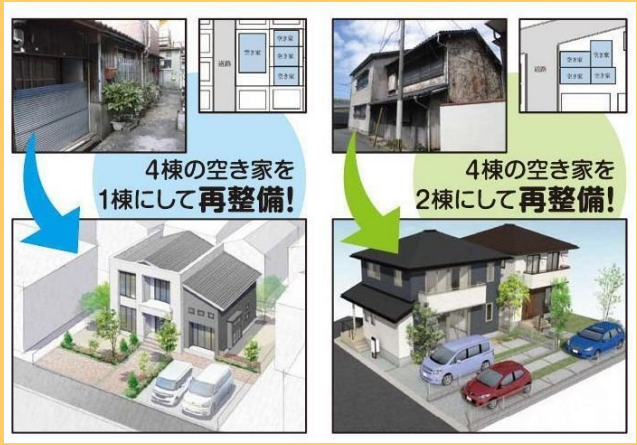

北九州市空き家等面的対策推進事業

事業概要：

敷地が狭く利活用できない空き家を、隣接する空き家や空き地とまとめることで流通しやすい宅地とし、民間事業者による建替え等を促進するものです。民間事業者や地元（自治会）から空き家情報を受け、市が所有者の意向を確認し、民間事業者へ橋渡しを行います。

居住誘導区域外で講じる施策①

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

方向性：地域活力の維持・向上

買い物応援ネットワーク推進事業

事業概要：

高齢者などが安心して買い物できる環境づくりを進めるため、地域住民が主体となった買い物支援活動の立ち上げ及び継続支援に取り組み、地域協働による買い物支援のネットワークの構築を図ります。

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-4.今後の取組の方向性

【公共交通の確保策】
（北九州市地域公共交通計画）

北九州市地域公共交通計画の位置づけ

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

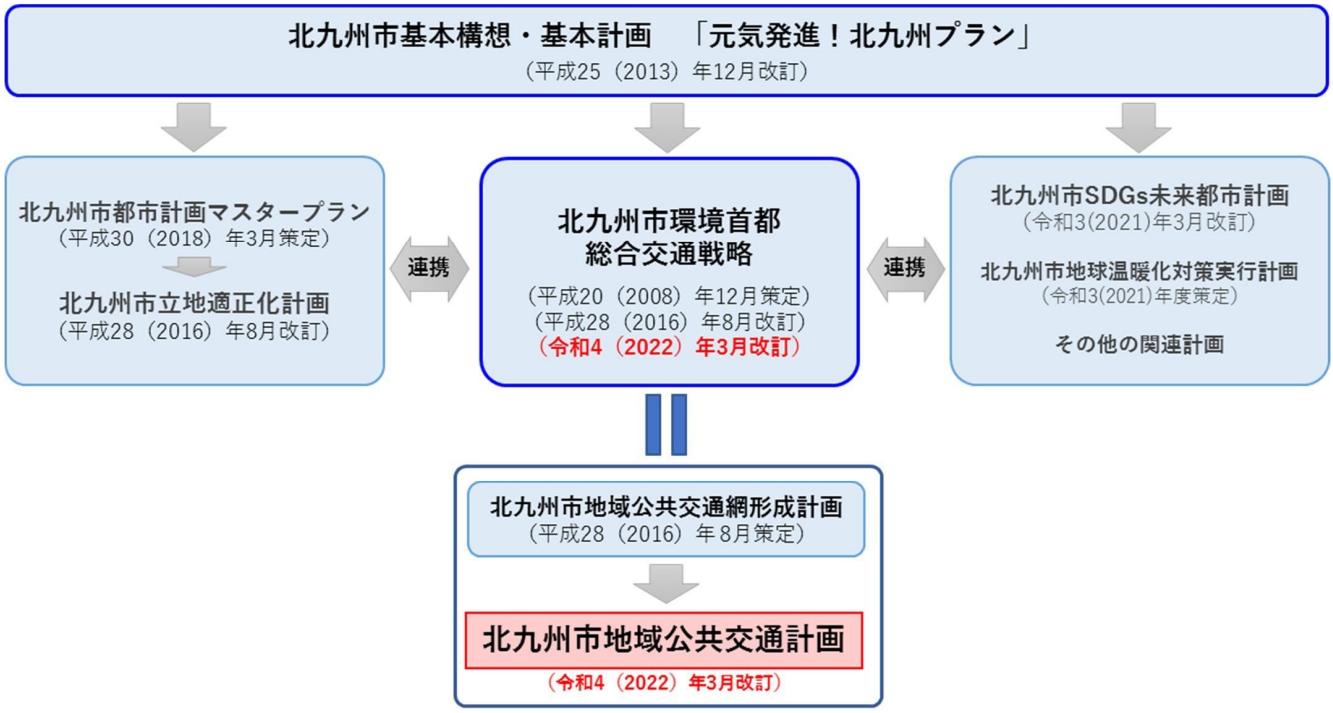

計画の連携

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■まちづくりと一体となった生活交通の確保

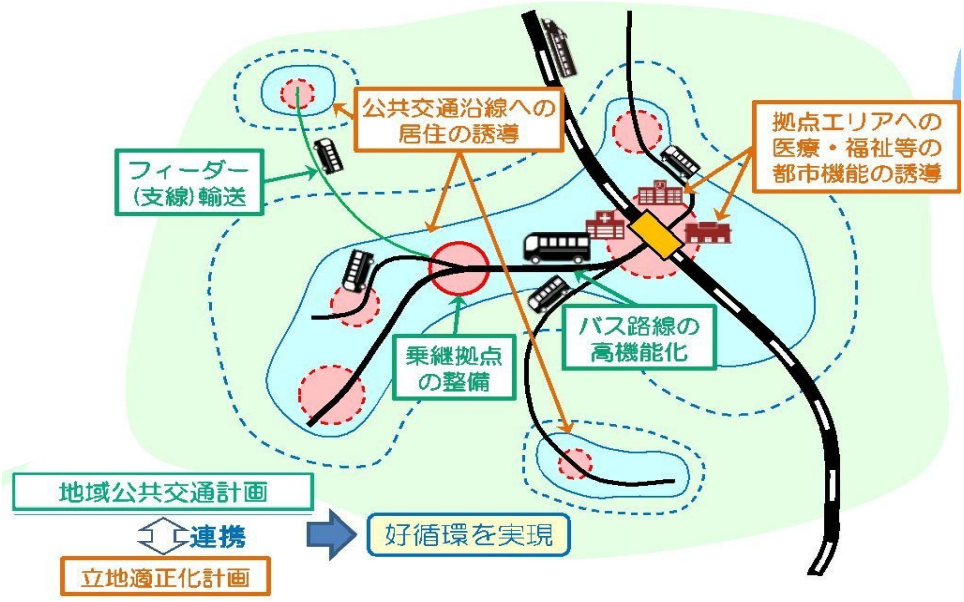

立地適正化計画：　公共交通沿線への居住誘導
地域公共交通計画：公共交通の利便性維持・向上

計画の基本方針と取組み施策

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

交通理念　環境にやさしく安心して移動できるまちを目指して　～使おう公共交通、かしこくマイカー利用～

課題解決に向けた取組みの視点
①まちづくりと一体となった生活交通の確保　②持続可能な公共交通体系の実現に向けたネットワークの再編
③地域に応じた公共交通サービスレベル　④各主体の役割の明確化と一体的な実践

目指すべき交通体系
□公共交通拠点(主要交通拠点，交通拠点，生活交通拠点)　□公共交通軸(主要幹線軸，幹線軸)　□支線
□公共交通ネットワーク(鉄軌道交通・バス交通)　□道路交通軸　□歩行者・自転車交通

公共交通の抱える課題
- 公共交通体系・ネットワークの再構築
- 公共交通を利用する需要の減少
- 乗務員の不足と高齢化により路線維持が困難
- 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽの感染拡大により厳しさを増す経営環境
- 運行サービス水準の低下・公共交通空白地域の拡大
- 利便性の向上を図るサービスの充実
- 新しい生活様式に対応したサービスの提供
- 自動車利用の増加・高齢者等の移動手段の確保
- ニーズに対応した運行サービスの充実
- 道路走行性の改善・効率的な道路利用の実現

基本方針
- 持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実
- 利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進
- 誰もが使いやすい公共交通の実現
- 公共交通を支える道路環境の充実

交通施策の実施方針
- ［1］　幹線軸の強化
- ［2］　支線の維持・充実
- ［3］　輸送の効率化・最適化による公共交通の再編
- ［1］　交通結節機能の強化
- ［2］　乗り継ぎ環境、待合環境の改善
- ［3］　公共交通の利用促進
- ［4］　北九州版ＭａａＳの推進
- ［5］　新たなモビリティの導入検討
- ［1］　誰もが利用しやすい公共交通利用環境の整備
- ［2］　高齢者が外出しやすい環境づくり
- ［3］　モビリティマネジメントの継続
- ［4］　災害対応の取り組み強化
- ［1］　道路・交通環境の充実

具体的な交通施策（３０施策）
1　公共交通幹線軸の強化　★
2　拠点間ＢＲＴの推進
3　幹線に接続するフィーダー路線の充実　★
4　異なる事業者間の連携強化　★
5　バス交通の相互連携による輸送の効率化の検討
6　小型バスの運行による路線の維持・確保
7　新規鉄軌道路線の検討
8　交通結節機能の強化　★
9　駅前広場の整備、機能強化
10　鉄道連続立体交差化
11　待合環境の整備
12　タクシー利用環境の改善
13　パーク＆ライド、サイクル＆ライドの推進
14　ＭａａＳの推進　★
15　割引サービスの導入
16　ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞ・ﾉｰﾏｲｶｰﾃﾞｰの推進、再配達の防止
17　次世代自動車の普及、多面的利用
18　自動運転サービスの社会実装化
19　新たなモビリティの導入検討
20　バリアフリー化の推進　★
21　おでかけ交通の充実　★
22　高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりによる外出支援
23　モビリティマネジメントの実施
24　高齢者の運転免許証自主返納支援
25　災害対応の取組強化
26　都市計画道路等の整備
27　新規道路の整備
28　都市高速道路の利用促進
29　自転車の活用推進
30　パスレーンに関する啓発活動

★重点施策

持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■幹線とフィーダー（支線）

■フィーダー化のイメージ

効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。

フィーダーバス（Feeder bus）とは、バスネットワークにおいて、
幹線（鉄道や主要バス路線）と接続し、支線として補完的に運行する路線バス

持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■交通事業者間の連携

下曽根連携モデル（JR九州×西鉄バス）

駅構内にバスロケ

バス車内にJR運行情報

誰もが使いやすい公共交通の実現

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■おでかけ交通の運行

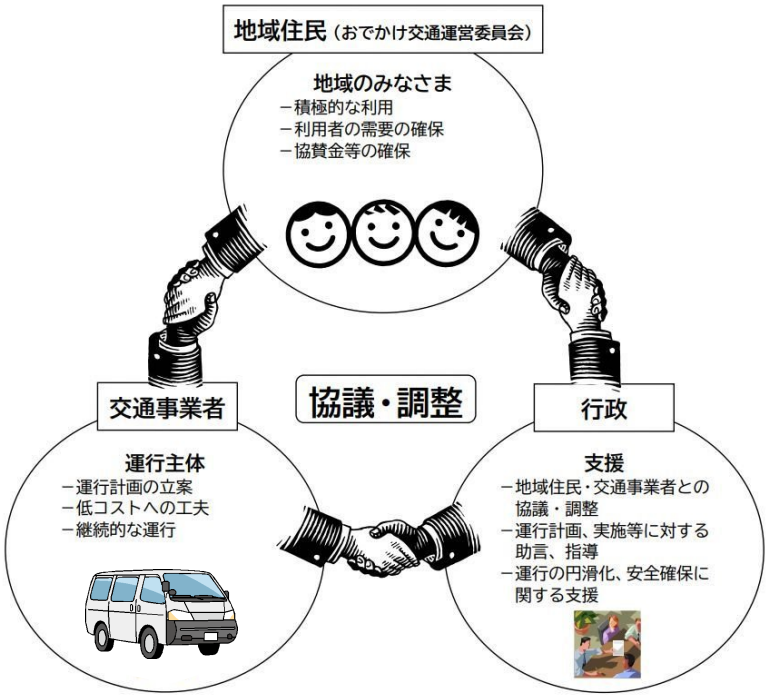

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-5.目標値の再設定

目標値の再設定

■目標値の再設定

・相互連携を図る「北九州市地域公共交通網形成計画」が、令和4年3月に「北九州市地域公共交通計画」として改訂され、計画目標が新たに設定されたことに伴い、立地適正化計画の目標値についてもあわせて変更するもの。

北九州市立地適正化計画の目標値

＜変更前＞

目標①：居住誘導区域における人口密度

目標②：公共交通機関（JR、モノレール、筑豊電鉄、バス)の利用者割合

↓

＜変更後＞

目標①：居住誘導区域における人口密度

目標②：人口10万人あたりの公共交通利用者数

目標値の再設定

■目標値の算出方法

人口 10 万人あたりの公共交通利用者数
＝ 公共交通利用者数 ÷ 総人口(人/10 万人)

〔公共交通利用者数〕

➢ 各事業者が集計報告する年間利用者数（乗車人数）を日平均に換算

〔総人口〕

➢ 国勢調査にもとづく北九州市の居住人口

■目標値及び目標年次

評価指標	（現況値）	（目標値）	（目標値）
人口10万人あたりの交通利用者数	令和元年	令和8年	令和22年
	3.8万人/10万人	約3.8万人/10万人 維持	約3.8万人/10万人 維持

※地域公共交通計画では、令和8年度を目標年次に設定しているが、本計画では、長期目標として、令和22年度を目標年次に設定する。また、地域公共交通計画の目標値の見直しに併せ、本計画においても見直しを実施していく。

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

1-6.都市機能誘導区域の変更
（門司港地区）

都市機能誘導区域の変更について

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

変更内容

〇都市機能誘導区域の追加変更（約1.1ha増）
（門司港地区）

変更理由

○計画策定時点で、公共施設マネジメントモデルプロジェクトの門司港地域における公共施設の集約先及び区域等が、決定した後に都市機能誘導区域の範囲の変更を検討することとしていた。

○令和3年度の公共事業評価により、集約先及び事業区域が確定したため、区域の変更行うもの。

変更予定箇所

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■都市機能誘導区域の変更箇所(門司港地区)

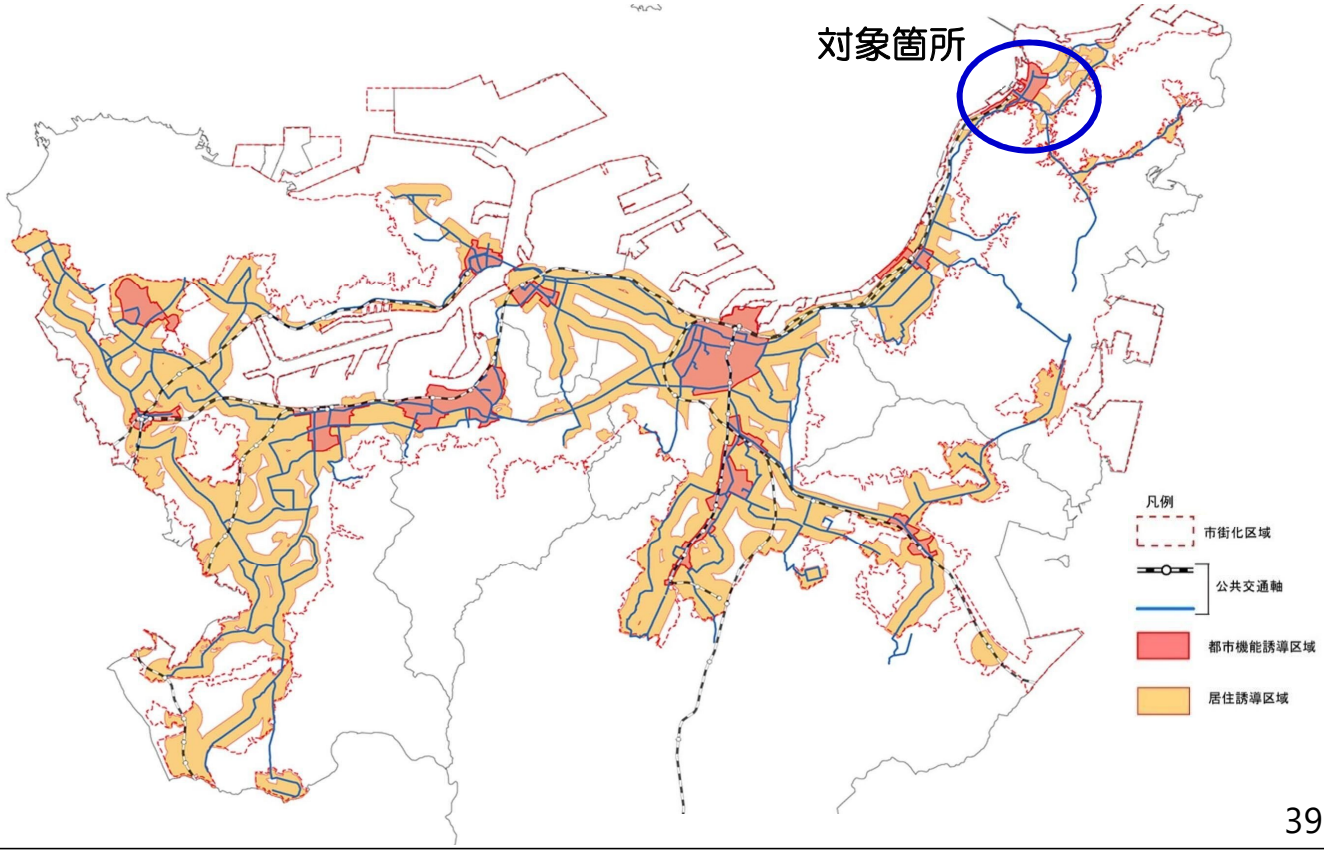

変更予定箇所

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

都市機能誘導区域：門司港地区

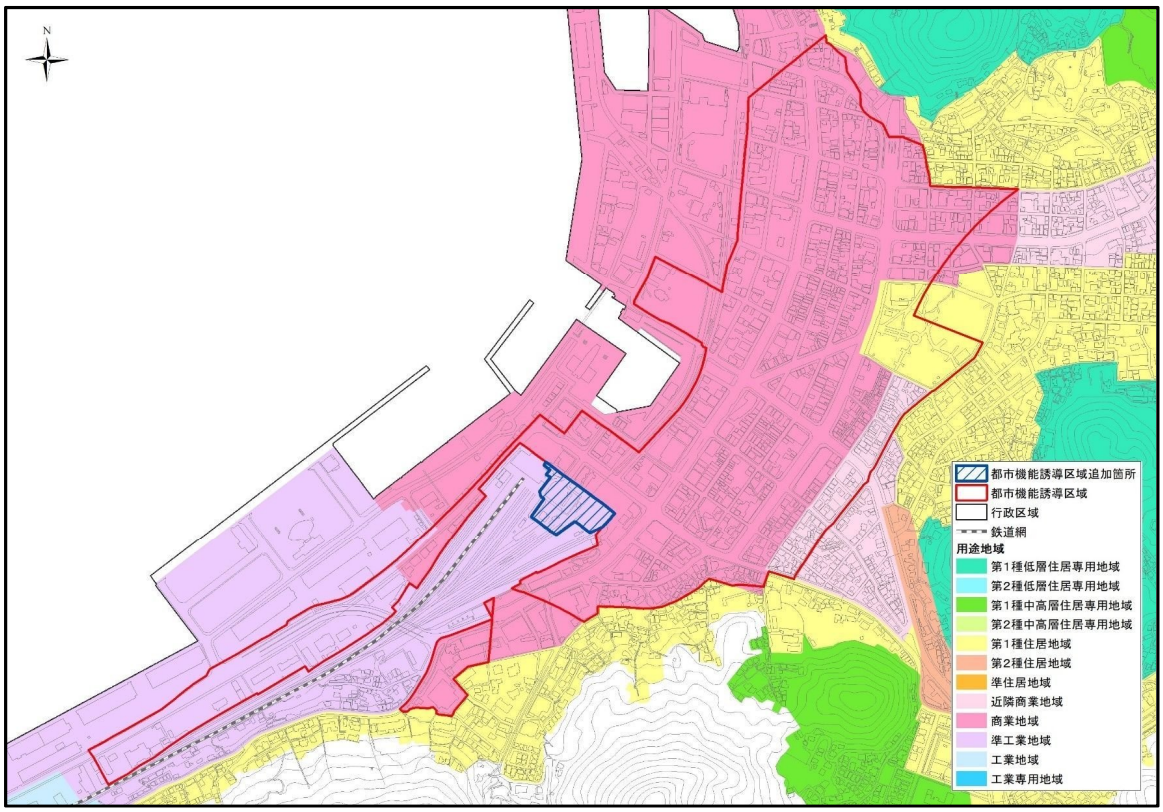

※青塗色箇所（約1.1ha）を都市機能誘導区域に追加

変更予定箇所

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

都市機能誘導区域：門司港地区

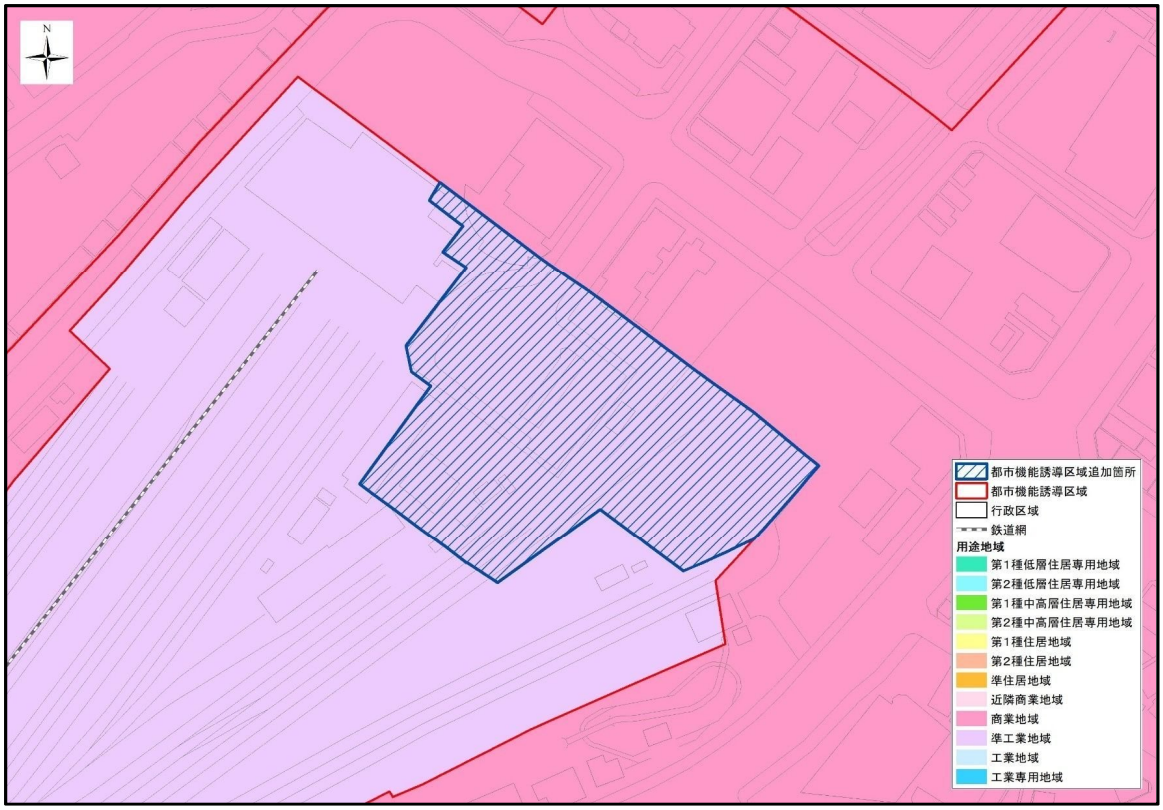

※青塗色箇所（約1.1ha）を都市機能誘導区域に追加

変更予定箇所

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

門司港地域複合公共施設整備事業　事業概要

・門司港地域においては、区役所庁舎や市民会館、図書館、生涯学習センターなど、老朽化が進み近い将来、建替えが必要となる公共施設が、点在して立地しているため、門司港駅周辺に集約し、複合化・多機能化することで、利便性の向上及び市民サービスの効率化を図るとともに、公共施設を活かし、地域の活性化を図ることとしています。

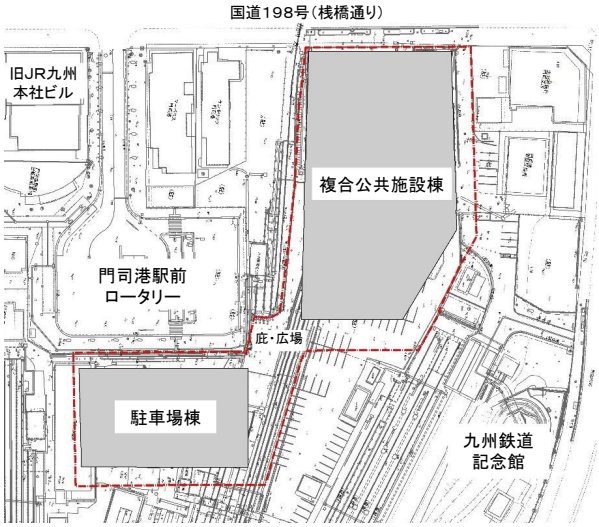

【建設用地】

現況施設		現状		計画	
市民利用施設	門司市民会館	3,700 ㎡	8,500 ㎡	3,550 ㎡	・多目的ホール ・座席数見直（800→500） ・会議室機能の見直し
	門司生涯学習センター	3,000 ㎡			
	門司勤労青少年ホーム	1,800 ㎡			
図書館	門司図書館	1,000 ㎡	1,800 ㎡	1,600 ㎡	・2 施設を 1 施設
	旧国際友好記念図書館※	800 ㎡			
庁舎	門司区役所	7,100 ㎡	10,600 ㎡	8,700 ㎡	・会議室等の供用利用
	港湾空港局庁舎	3,500 ㎡			
計		20,900 ㎡		13,850 ㎡	
その他施設：有料駐車場（約 340 台）、利便施設（50 ㎡）					

【公共施設集約化の対象施設と延床面積の変化】

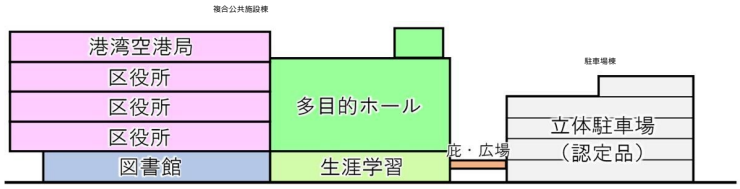

【立面図】

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-1.防災指針の概要

防災指針の概要

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■必要な防災・減災対策の位置付け

ハード対策

避難場所の整備

避難路の整備

避難タワーの整備

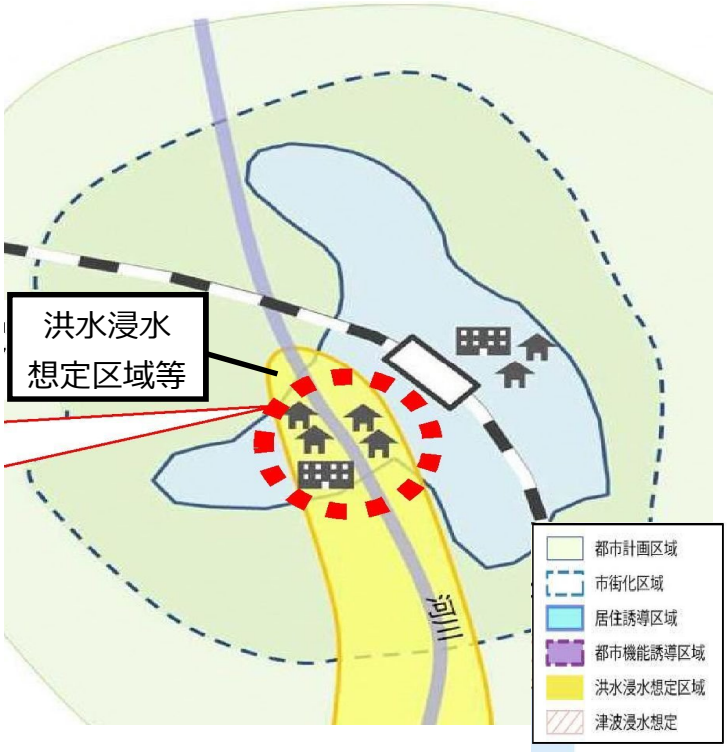

ソフト対策

防災ワークショップの開催

危険箇所の啓発活動

防災マップの作成

国土交通省 防災タスクフォース会議資料抜粋

防災指針の概要

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■防災指針の位置付け

「元気発進！北九州」プラン

都市計画分野

都市計画マスタープラン

防災分野

北九州市
国土強靭化
地域計画

北九州市
地域防災計画

流域治水

連携

立地適正化計画

防災指針

居住誘導区域における災害リスクの防災・減災対策の取組を示します

防災指針の概要

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■防災指針の検討の流れ

前回諮問

1）災害リスクの分析

2）防災上の課題整理

3）課題を踏まえた取組方針

今回諮問

4）取組施策、スケジュール

次回諮問

5）目標値の検討

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-2.災害リスクの分析

災害リスクの分析

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■災害リスク分析の対象とする災害ハザード情報

分類	ハザード情報	備考
土砂	・土砂災害警戒区域	
	・土砂災害特別警戒区域	
	・急傾斜地崩壊危険区域	
	・地すべり防止区域	
洪水	・洪水浸水想定区域 （浸水深、浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食、氾濫流）	計画規模： ・概ね50～150年に1回程度超 想定最大規模： ・概ね1000年に1回程度 （出典：福岡県 福岡県管理河川の洪水浸水想定区域図について）
高潮	・高潮浸水想定区域 （浸水深、浸水継続時間）	想定最大規模： ・既往最大規模と同規模を想定。同規模の台風が来襲する確率は、500年から数千年に一度の想定 （出典：福岡県 高潮浸水想定について（玄界灘沿岸）解説 ）
津波	・津波浸水想定区域（浸水深） ・津波災害警戒区域	想定最大規模： ・発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす （出典：福岡県 津波浸水想定について（解説））
地震	・本市に影響のある活断層	今後30年以内に地震が発生する確率 小倉東断層　0.005%　福智山断層　0.6% （出典：福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24年3月)）

＜内水＞

雨水出水浸水想定区域を今後、順次指定する予定です。区域の指定後、災害リスクを分析します。

災害リスクの分析【全リスク】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■市内全域の災害ハザードエリア（想定最大規模）

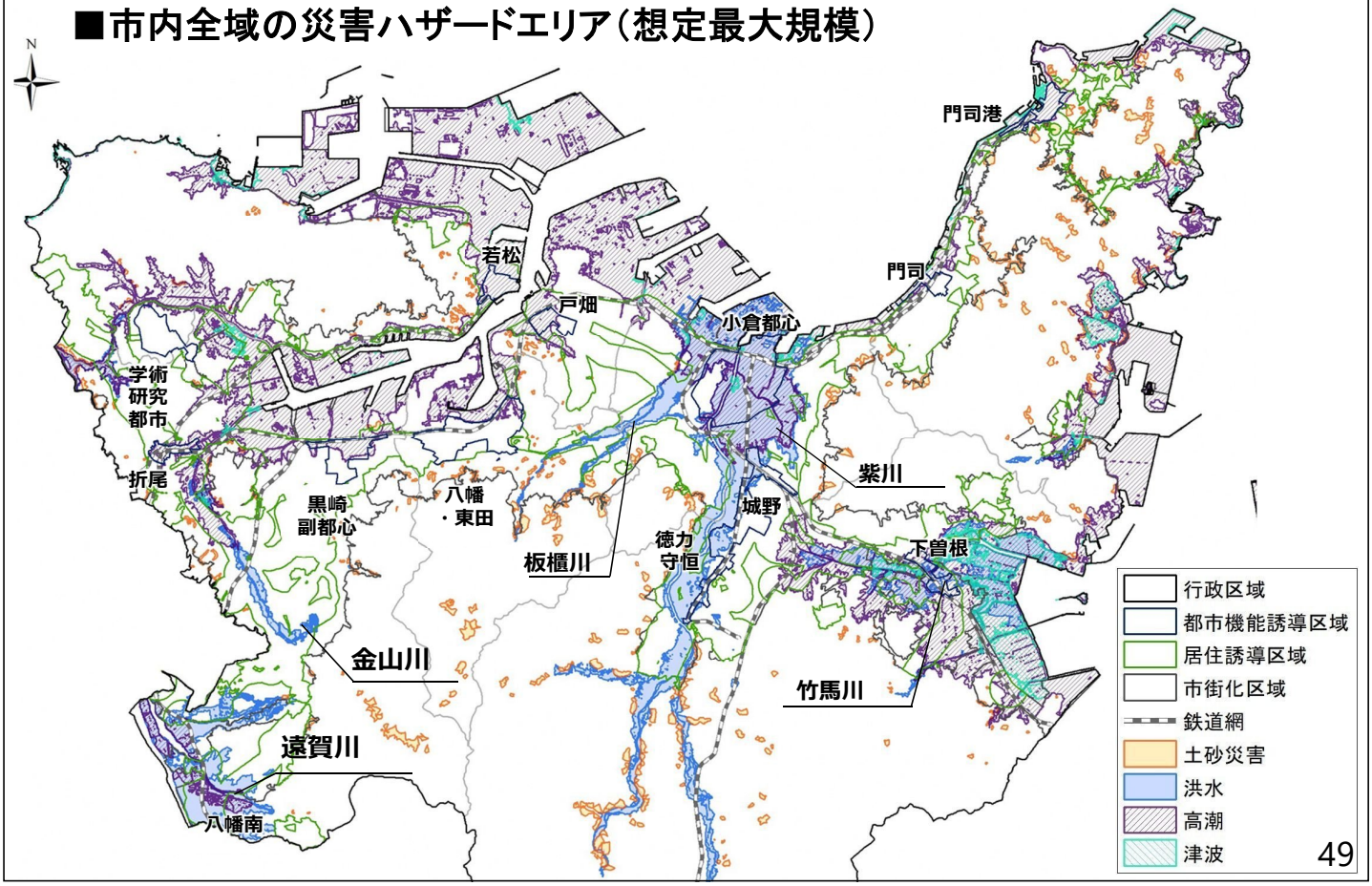

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-3.課題を踏まえた取組方針

防災に資するまちづくりに向けた将来像

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■北九州市都市計画マスタープラン

（基本方針）
- 地震災害や火災に強いまちづくり（総合的な都市防災空間の整備）
- 風水害に強いまちづくり
- 自然や地域資源の保全と、ストックを活かした安全なまちづくり
- 協働による安全なまちづくり

■連携する計画

北九州市国土強靭化地域計画

（基本目標）
- 人命の保護が最大限図られること
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

北九州市地域防災計画

（基本目標）
- 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進
- 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築
- 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

誘導区域等における災害リスクの考え方

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■水害ハザードについて

　想定最大規模の洪水等の浸水想定区域は、都市機能誘導区域や居住誘導区域においても広範囲に分布。一方で、これらの区域には、既に多くの人口が集積し、都市基盤が整備されている。集積した多くの都市機能が相互に関連しており、また社会活動も活発に行われている。
　そのため、誘導区域から除外し、他のエリアに誘導することが現実的に困難な状況。

水害ハザードは、降雨による河川の水位状況や気象情報等の予測により、災害の発生時期・箇所の予測が立てやすく、避難体制の整備等により、災害発生時の人的被害のリスクを減らすことが出来る。

➢ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、**“災害リスクの低減”**を図ることにより、水害ハザードを誘導区域に含む。

誘導区域等における災害リスクの考え方

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■土砂災害ハザードについて

土砂災害の災害ハザード区域は、本市の斜面地に広範囲に点在しているが現計画においては、既に居住誘導区域から除外。

土砂災害ハザードは、地形・地質等の現地状況が箇所毎に異なるため、災害の発生時期・箇所の予測が難しく、災害発生時の人的被害のリスクが懸念される。また本市では過去の災害において、甚大な被害等が発生している。

➢ 人的被害のリスクがあることを踏まえ、**“災害リスクの回避”**を図るため、土砂災害ハザードを誘導区域から除外する。併せて、ハード・ソフトの 防災・減災対策等を実施し、**“災害リスクの低減”**を図る。

誘導区域等における災害リスクの考え方

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■地震災害ハザードについて

本市に影響のある活断層による地震の想定震度分布は、山地部・市街地周辺部等の誘導区域外や人口の集積地域・都市基盤が整備された誘導区域内に広範囲に想定されている。

そのため、影響の範囲や程度を測地的に定め、誘導区域から除外することが現実的に困難。

➢市内全域に災害リスクが存在するためハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、**“災害リスクの低減”**を図る。

防災指針の検討について

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■災害ハザード情報に対する取組方針

分 類	本市で対象となる災害ハザード情報	本市の考え方 （居住誘導区域との関係性）
土砂	ア 地すべり防止区域地	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で 取組施策を実施
	イ 急傾斜地崩壊危険区域	
	ウ 土砂災害特別警戒区域	
	エ 土砂災害警戒区域	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間：想定最大規模降雨	総合的な判断に基づき 居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で 取組施策を実施
	イ 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流・河岸侵食	
高潮	ア 高潮浸水想定区域 浸水区域及び浸水深・浸水継続時間	
津波	ア 津波浸水想定区域 浸水区域及び浸水深 イ 津波警戒区域	
	ウ 津波特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
地震	本市に影響のある活断層	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-4.防災・減災対策の取組施策、スケジュール

災害規模に対する取組施策の対応

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

【災害規模に対する取組施策の対応】

計画規模に対処するハード施策については、被害の軽減や、住民の安心感の供与など、一定の効果を発揮しおり、これまでの取組を着実に進めていきます。しかしながら、ハード施策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことはできません。

そのため、ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、「命を守る」ことを前提として、ソフト施策を中心に対応を行います。加えて、ハード施策は事業の完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます。

ハード施策	道路・河川・下水道・港湾・公園の整備など
ソフト施策	情報発信・訓練・体制、避難場所の強化など

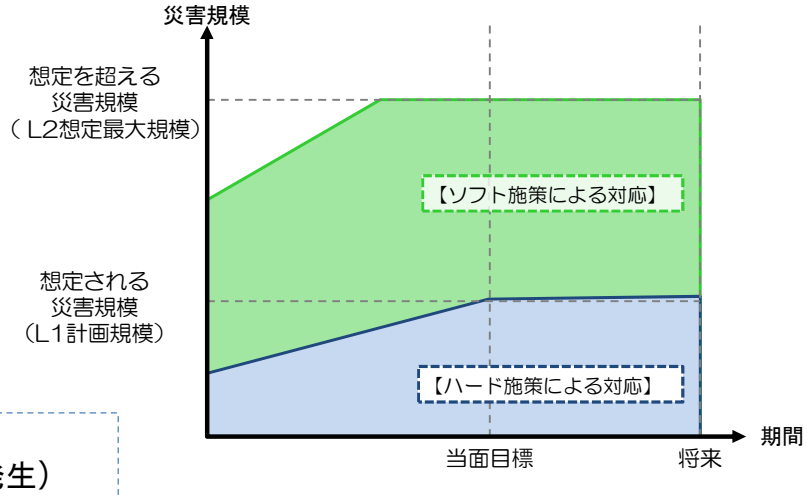

【Ｌ１計画規模】
（概ね50～150年に1回程度の割合で発生）
【Ｌ２想定最大規模】
（概ね数千年に1回程度の割合で発生）

※上図はイメージ図です。各種災害や取組により、目標とする災害規模、期間等は異なります。
※災害規模については、今後、気候変動の影響等により変化があることに留意下さい。

取組施策の考え方

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

【取組施策の考え方】

- 「人命の保護」を最大限に図るため、ハード対策と共にソフト対策を重層的に組み合わせた減災対策の実施
- 市・住民・事業者等の多様な主体の協働による総合的な防災対策の実施
- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、居住誘導区域内外に関わらず災害対策を実施

【想定される災害規模　L1：計画規模（概ね50～150年に1回程度の割合で発生】

ハード施策による災害リスクの低減

道路　河川　下水道　港湾　公園

×

【想定される災害規模　L1：計画規模（概ね50～150年に1回程度の割合で発生】
【想定を超える災害規模　L2：想定最大規模（概ね数千年に1回程度の割合で発生）】

ソフト施策による災害リスクの低減

情報発信	訓練・体制	避難支援
●住民に情報を確実に知らせる対策 ●「災害への備え」となる情報の周知 ●市民の防災意識の高揚や防災知識の深化	●早期の避難の実現に向けた住民の防災意識の向上 ●実効性の高い警戒避難体制の整備を促進 ●地域防災力の育成及び活性化	●避難が困難と見込まれる住民への支援 ●防災活動の支援拠点の充実
■災害広報体制の整備 ■市民に対する防災知識等の普及「防災フォーラム」「出前公演」　などの実施	■各種ハザードマップを活用した住民参加型災害図上訓練の実施 ■地域における自主防災体制の整備　などの実施	■要配慮者支援体制の整備などの実施 ■避難所の防災機能強化

ハード施策

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

ハード施策による災害リスクの低減

●道路・河川・下水道・港湾・公園

洪水・内水【ハード施策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

市内の都市化や近年の気候変動の影響により、河川に流れ込む雨水の量が増し、大雨時の浸水被害が激甚化・頻発化しています。この状況に対処するため、河川の掘さく、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。また、下水道整備事業では、雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業をすすめます。

併せて、治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【治水対策】
○大雨時の浸水被害の激甚化・頻発化に対処するため、河川の掘さく、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。
○治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【下水道事業】
○雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめます。

■具体的な取組施策

河川の改修

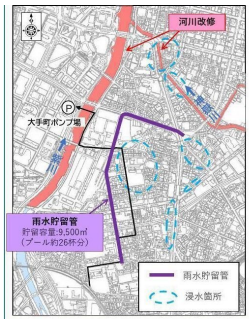

施工状況(シールド工法)

雨水管等の整備

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【洪水対策】

■河道掘削・拡幅、護岸整備等（紫川、神嶽川）

○北九州市の小倉都心部では、近年局地的豪雨による中小河川等からの溢水により、浸水被害が多発しています。特に平成25年7月豪雨では、観測史上第一位の73.0mm/hの雨量が観測され、多くの浸水被害が発生しました。
○このため、対象流域における河川の水位低下及び浸水被害の軽減を目的として、河川と下水道が連携し、それぞれの対策を進めています。
○現在、小倉都心部を流れる紫川・神嶽川において、河床掘削や橋梁の架け替えなどの整備に取り組んでいます。

＜紫川＞

河床掘削を行い、洪水時の水位低下を図る

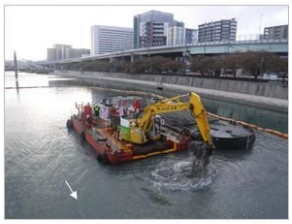

掘削イメージ

＜神嶽川＞

河床掘削や恵比須橋の架け替え（橋脚の撤去）により、河川断面を確保する

【改修前】

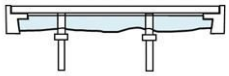

【改修後】

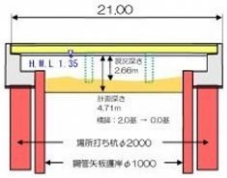

河道掘削・拡幅、護岸整備等（紫川、神嶽川）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【洪水対策】

■河口部の浚渫

○紫川流域、板櫃川流域、相割川流域等は、過去に大雨による内水氾濫が発生した地域であるとともに、豪雨などにより、河口部付近に大量の土砂が堆積することで、河川の流れが阻害される恐れがあります。
○河口部の港湾区域には、公共の係留施設（岸壁、物揚場など）や水域施設（航路、泊地など）が存在していますが、河川から流入する土砂により水深が不足し、船舶の航行に支障をきたしています。
○そのため、河口部の港湾区域において、河川から流入する堆積土砂の浚渫を行います。

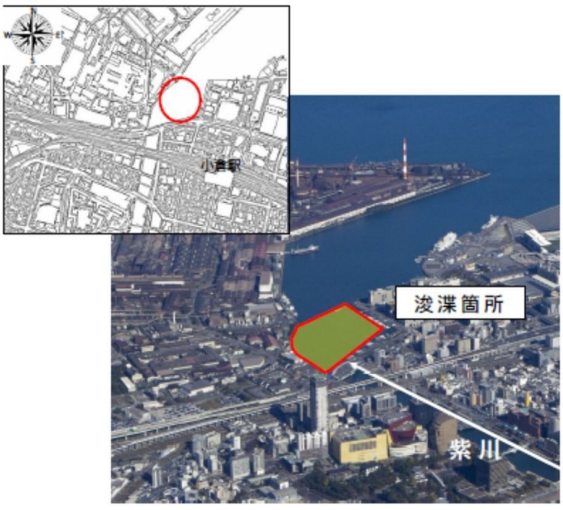

河口部の浚渫（紫川）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【内水対策】

■浸水被害の最小化

○これまで、本市では10年に１度の降雨（１時間あたり53mm）に対して、浸水のない雨に強いまちづくりを目指して効率的に雨水整備を進めてきました。
○これからは、近年、局地化・集中化する豪雨から市民の生活を守るため、「浸水リスク」や「都市機能集制度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」を設定し、より一層効果的な雨水整備を進めます。
○なお、「重点整備地区」については、現行基準に基づき、地形や雨水の流れ、既存の雨水管やポンプ施設などの排水能力を十分に検証しながら、本市における過去最大規模の降雨（１時間あたり約70mm）に対して、床下浸水が概ね解消できるように取り組みます。

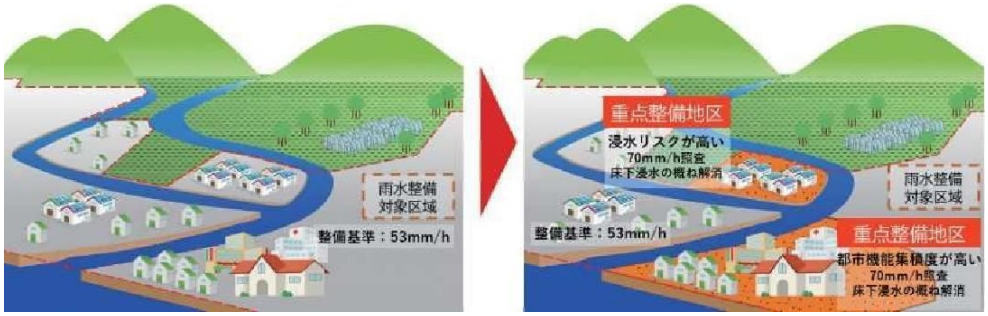

【重点整備地区】（16地区）
- 門司区　門司港駅前、門司駅前、社ノ木
- 小倉北区　昭和町、片野新町・宇佐町、新高田、木町二丁目、篠崎一丁目、今町一丁目
- 小倉南区　長野津田、沼本町、沼南町一丁目、沼南町二丁目、上葛原二丁目
- 戸畑区　天籟寺、浅生

浸水被害の最小化

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

土砂【ハード施策】

土砂の取組施策では、土砂災害等の予防のために、急傾斜地対策や土石流防止対策など必要な事業及び施設の整備を実施します。

【治山対策】
○森林整備保全事業計画（令和元年度～５年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施します。

【急傾斜地対策】
○自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適当なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

【土石流防止対策】
○流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工します。

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【土砂対策】

■砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

流域内の渓流における土砂流出や流木を抑制する砂防施設の整備、避難の実効性・安全性を高めるために避難所・避難路等を保全する急傾斜地の対策や地すべり対策を実施します。

＜各事業イメージ＞

【砂防】

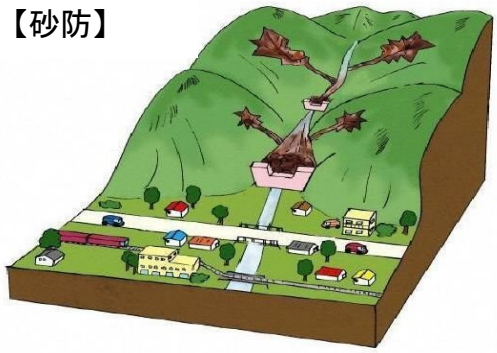

長雨や集中豪雨などで、山腹や谷川の石や土砂がいっきに下流に流れだす土砂災害を防止する事業

【急傾斜地】

雨水がしみ込んで、やわらかくなった斜面が急に崩れ落ちる土砂災害を防止する事業

砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

地震【ハード施策】

地震の取組施策では、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的･社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進します。都市基盤整備の推進等に当たっては、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していきます。

【民間建築物の耐震化促進】
○民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行います。

【面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化】
○都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進めます。

【公共構造物の耐震点検、補強】
○道路、橋梁、河川、港湾等の公共土木施設については耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら施設の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行います。

【下水道施設の整備】
○施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図ります。また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぎます。

■具体的な取組施策

耐震強化岸壁の整備

事業紹介【地震対策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

○地震発生時における住宅・建築物の倒壊などを防止し、震災に強いまちづくりを推進することを目的として、現行の耐震基準を満たさない木造住宅や分譲・賃貸マンション、特定建築物（診断義務化対象を含む）の耐震改修工事等に要する費用の一部を補助するものです。

北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

事業紹介【地震対策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■上下水道施設の耐震化（下水道管渠）

○下水道管渠は家庭等からの排水を浄化センターまで運び、公衆衛生を維持する役割を担っています。
○地震の被害を受けると、社会的影響の大きな重要な管渠について、「北九州市下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震性の低い管渠から優先的に、改築・更新とあわせて耐震化（約７km/年）を進めていきます。

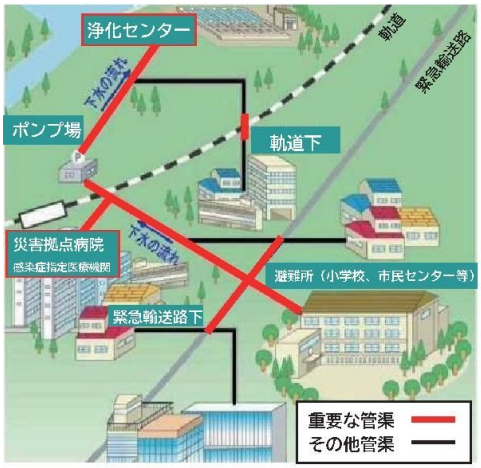

重要な管渠の耐震化

既設管内部を全面補強

※重要な管渠
- 浄化センターとポンプ場を結ぶ管渠
- 災害拠点病院や新型コロナウイルスを含む感染症指定医療機関、広域避難地等の防災拠点や避難所などと浄化センターを結ぶ管渠
- 緊急輸送道路下や軌道下の管渠

上下水道施設の耐震化（下水道管渠）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

津波【ハード施策】

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備に取り組みます。

【避難対象地域、避難方法、避難場所】

○津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定しています。
○津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海抜表示板等の標高周知方法について検討し、実施しています。
○住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施します。
○あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行います。沿岸地域住民の緊急的な避難場所の確保に努めます。

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【津波対策】

■大里公園の整備（避難地）

○大里柳周辺地区では、一時避難地が不足していることから、避難地面積拡充のための広場整備及び避難路としての園路整備を行います。併せて、平時に子供たちが安心して遊べる遊具整備を実施します。

防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

高潮【ハード施策】

高潮の取組施策では、高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備を図ります。

【港湾施設等の改修及び海岸保全事業】
○港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していきます。
○海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進します。
○事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じます。
○ハード対策では防ぐことが出来ない規模の高潮に対しては、高潮ハザードマップなどを活用し、市民の防災意識の向上や、避難行動につながるソフト対策の普及に取り組みます。

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

事業紹介【高潮対策】

■海岸（高潮）事業（新門司北地区）

○高潮による被害から、背後地に立地する企業や緊急輸送道路等を防護するため、天端高さが不足している護岸の嵩上げ等の護岸改良工事を実施します。

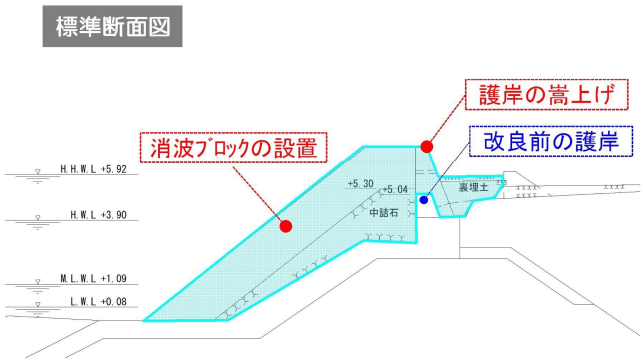

海岸（高潮）事業（新門司北地区）

ソフト施策

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

ソフト施策による災害リスクの低減

- 情報発信
- 訓練・体制
- 避難支援

情報発信【ソフト施策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

○市民に対する防災知識等の普及
日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自ら的確な行動をとることが必要であるため、防災知識等の普及を図ります。
○災害情報の広報
防災情報を伝達する手段の多重化を図り、誰でも必要な情報を入手できる環境づくりに努めます。

みんな de Bousai人材育成事業

●地域での防災活動における新たな担い手の育成するため、市内大学生を対象とした講義、公開講座を実施。

北九州市立大学との防災協定に
基づく授業科目「地域防災への招待」

公開講座

訓練・体制【ソフト施策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

○自主防災組織の活動
自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、防災訓練、被害予防、避難、初期消火、救護、情報伝達の活動を行います。
○市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練
“自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練を行います。

地区 Bousai 会議運営支援事業

●各区まちづくり協議会を対象に、小学校区単位を基本とした住民主体で運営する「地区Bousai会議」の支援を実施。
●地区Bousai会議では、住民が主体となり、地区防災計画の策定や防災訓練などを実施。
●マンションや町内会など、小規模なコミュニティを単位として、住民主体の地区防災計画の策定や防災学習を支援する「SDGs防災サポート」事業を実施。

地区Bousai会議

避難支援【ソフト施策】

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

○要配慮者支援体制の整備
災害時に支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、要配慮者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な支援体制の整備を推進します。
○予定避難所の必要な機能の整備
予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努める。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮します。

避難行動要支援者避難支援事業

●自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成

●平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進

●福祉専門職と連携のうえ、個別避難計画を作成

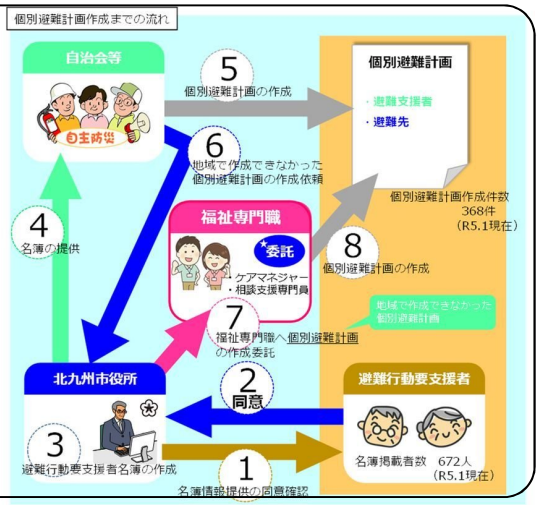

スケジュール【ハード施策①】 抜粋：本編52～55P

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■防災指針（具体的な取り組み）【ハード施策①】

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ハード）	1	河川改修事業（一級河川） 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・江川、金剛川、笹尾川	市	→	→	
	2	河川改修事業（二級河川） 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・相割川、板樋川、金山川、竹馬川、貫川、神嶽川・砂津川、紫川（MM区間・ふるさと区間）、割子川	市	→	→	→
	3	河川改修事業（準用河川） 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・大野川、小熊野川、朽網川	市	→	→	→
	4	旦過地区の再整備 （神嶽川の整備、旦過地区の土地嵩上げ） 本市の重要な商業拠点である旦過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神嶽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神嶽川の整備と併せて土地の嵩上げを含む土地区画整理事業を実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図る。	●									●		・小倉北区魚町四丁目	市	→		

スケジュール【ソフト施策①】 抜粋：本編56～61P

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

■防災指針（具体的な取り組み）【ソフト施策①】

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスク回避	36	北九州市がけ地近接等 危険住宅移転事業 土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助する。			●								●	・市内全域	市	→	→	→
	37	国の補助制度を活用した 居住誘導支援策の検討 コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理による経費の一部を補助する支援精度を検討する。			●								●	・市内全域	市	→	→	→
リスクの低減のための施策（ソフト）	38	河川情報システム強化事業 河川監視カメラや水位計のリアルタイム情報を市民の早めの避難行動につなげるため、河川情報システムの充実を図る。	●						●					・市内全域	市	→		
	39	関連自治体との広域避難体制の構築 大規模な災害の発生を想定し、一・二級河川の各種協議会において、関連する自治体と広域避難体制の構築を検討する。	●							●				・河川浸水想定区域	市	→	→	→

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-5.次回審議事項

次回検討項目

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

次回審議事項

立地適正化計画の見直し素案作成

■計画素案

■防災にかかる目標値の設定

目　次

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

2-6.計画見直しのスケジュール

立地適正化計画の見直し

北九州市建築都市局
Buildings and City Planning Bureau

立地適正化計画見直しスケジュール

■令和５年　　２月　　都市計画審議会（諮問）

■令和５年　　５月　　都市計画審議会（諮問）

■令和５年 ７～８月　　パブリックコメント、公聴会

■令和５年　１１月　　都市計画審議会（答申）

■令和６年　　３月　　北九州市立地適正化計画改定

終わり